

水銀関連 廃棄物処理法省令等改正について

1 平成 27 年度政令改正

「廃水銀等」を特別管理産業廃棄物に指定した改正廃棄物処理法施行令への対応は以下のとおりである。

(1) 改正概要

特定の施設から排出される「廃水銀等」を特別管理産業廃棄物に指定し、一般的な収集運搬基準に追加的な基準を設けた。

ア 特定施設

水銀使用製品の製造施設，大学及びその附属試験研究機関，学術研究・製品製造等に関する試験研究を行う研究所 など

イ 追加された収集運搬・保管基準

運搬容器は収納しやすく損傷しにくいこと，容器に入れて密封すること など

(2) 「廃水銀等」に関する本市許可の状況

本市においては，平成 28 年 6 月に 2 事業者に，11 月に 1 事業者に収集運搬業許可を付与した。

このうち，1 事業者は積替保管を含む許可であり，市内及び周辺エリアの廃水銀等を北海道の処分業者に移送するためのハブとして機能している。

残り 2 事業者はいずれも他県を拠点とする事業者であるが，1 事業者は本市から北海道に移送する事業者，もう 1 事業者は九州圏から排出される廃水銀等の中継地である本市まで移送する事業者である。

近隣府県及び政令市でも廃水銀等の収集運搬業許可を持つ事業者は徐々に増えている。

2 平成 28 年度改正（平成 29 年 10 月 1 日施行）

改正廃棄物処理法施行規則について，平成 29 年 10 月 1 日施行に向け，パブリックコメントの募集が本年 10 月 11 日から開始された（現在募集は終了している）。この中で，「水銀使用製品産業廃棄物」という枠組みを新たに設けること，廃水銀等に係る特定施設の追加などが示されている。本市の産業廃棄物処理に影響がある主な内容は，以下のとおりである。

(1) 水銀使用製品産業廃棄物の対象指定

水銀電池，蛍光ランプ，農薬，気圧計，湿度計，ガラス製温度計，水銀体温計，水銀式血圧計 など

※ これらのうち，約半数の品目は水銀回収義務が生じる。

(2) 廃水銀等に係る特定施設の追加

農業，工業等に関する学科を含む専門教育を行う高等学校等，保健所，検査業に属する施設 など

- (3) 水銀使用製品産業廃棄物の記載の追加
保管場所の掲示板，委託契約記載事項，マニフェスト，産廃処理業許可申請書 など
(概ね石綿含有産業廃棄物と同様の取扱い)
- (4) 廃水銀等の収集運搬・処分の例外規定等
特別管理一般廃棄物の廃水銀と特別管理産業廃棄物の「廃水銀等」が混在する場合であって，他の廃棄物が混入するおそれがない場合は，区分せず収集運搬することができる。また，「廃水銀等」の収集運搬，処分の許可を有している者は，特別管理一般廃棄物である廃水銀を収集運搬，処分することができる。
(概ね感染性廃棄物と同様の取扱い)

3 本市の対応

本市においては，産業廃棄物処理業者，排出事業者への立入検査等において，省令改正が見込まれていることを説明し，保管場所等については改正後速やかに新基準に適合したものとすよう指導するとともに，今後の改正に係る情報に注視し，マニフェスト等への記載が必要になる旨の啓発を開始している。

現在，排出事業者は，水銀を含む廃棄物の取扱いは概ね新基準に沿ったものとなっており，掲示板への追記等のみの対応で十分な事例が多いが，処理業者については，蛍光管などの破損対策等について，来年度以降，重点的に指導を進めていく。